

監査対象所属	甲府南高等学校	
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月	
監査実施日	平成29年10月20日、11月22日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件(給与1)	<p>1) 平成29年7月に納付した健康保険料について、事業主負担分の一部が、被保険者負担分(雑部金)で納付されていた。</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 4月に遡って標準報酬月額が変更した者について、6月分の社会保険料徴収時に4月分・5月分を相殺して控除を行ったが、この相殺等の手続きにより社会保険料の算定が煩雑であったことから、6月分の社会保険料支払時に本来、事業主負担分で支払うべき額を個人負担分で330円分多く支払ってしまった。(今後の対応策等) 財務会計システムにおいて更正命令書を作成し、支出科目を更正。 今後は、毎月実施していた雑部金受払簿の打ち出し、控除額及び社会保険料支払額の確認に加え、社会保険料の支払後の残額についても確認を行うこととし、雑部金の適切な執行管理に努める。</p>	

監査対象所属	甲府東高等学校	
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月	
監査実施日	平成29年12月13日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件(収入1)	<p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 613,800円 平成29年度分 663,300円 合計 先数 25件 1,277,100円</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 過年度分については、就学支援金の高校教育課への報告額に誤りがあったため、高校教育課から国への交付申請額が不足していた。また、就学支援金の授業料への振替処理が遅くなったため、報告額に誤りに気付かず交付決定がされ、授業料に収入未済が生じた。平成29年度分については、授業料の口座振替不能者への督促が遅くなった月があり、収入未済が生じた。(今後の対応策等) 過年度分については、現在国からの交付決定待ちであり、今年度中に就学支援金の予算令達を受け、全額振替処理を行う予定である。現在は、高校教育課への報告額については毎月相互チェックし、令達後速やかに振替処理を行っている。 また、授業料の口座振替不能が生じた場合は、速やかに督促を行うこととし、今後は遺漏のないよう適正な事務処理を行う。</p>	

監査対象所属	甲府城西高等学校	
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月	
監査実施日	平成29年10月31日、12月21日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 2件(財産2)	<p>1) 行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告がされていないものがあった。</p> <p>2) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指図書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 当該公有財産の使用許可は、前任者により平成28年度に行われたが、移動報告書を提出していなかった。加えて人事異動により情報が後任者に伝わらなかったことが原因である。(今後の対応策等) 平成29年11月に学校施設課へ報告し、内容を公有財産台帳に登録済み。 今後、年度切替時に人事異動があった場合は、引継時に情報を伝達することを、特に注意することとする。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 行政財産使用料等の算定通達を担当者が熟知していなかったため、許可指図書に使用料改定規定を付け加えなかったことが原因である。(今後の対応策等) 平成29年11月に内部決裁後、変更指図書を許可者あて交付した。今後は、行政財産使用料等の各種規定を十分に確認した上で、事務の執行を行うこととする。</p>	

監査対象所属	農林高等学校	
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月	
監査実施日	平成29年12月13日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件(契約1)	<p>1) 単価契約である農場耕作業委託契約書において、連約金条項が単価契約のものとなっていないかった。</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 平成29年度当初に、前年度の同事業の委託契約書の該当条項の不備に気づき、原契約の条文を変更したところであるが、正確性を欠いた表現であった。条文作成時に、単価契約に係る契約書の例などを確認するなどの配慮が欠けていた。(今後の対応策等) 直ちに、修正条文案を作成し、委託業者と協議の結果、該当条文を変更する変更契約を締結した。 今後は、既契約も含め契約締結時に契約形態毎に類似例を確認するなど、職員に周知徹底を図り、再発防止に努める</p>	

監査対象所属	白根高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月2日、12月22日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(給与1)	
1) 平成28年の年末調整に係る所得税還付金及び給与改定に伴う追給が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。	1) (発生原因の検証結果) 例月給与と期末勤勉手当については全職員が口座振込であったこともあり、現金支給者の有無について確認を怠ってしまい明細の配布のみで済ませてしまった。 (今後の対応策等) 給与基本台帳の振込方法欄により、現金支給職員が何名いるか予め把握しておき、その後支給日の2日前から支給明細をダウンロードできるようにするので、その支給明細により再度確認し、支給日当日に必ず現金支給できるようにする。

監査対象所属	峡南高等学校
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月6日、12月25日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 5件(収入2、給与2、物品1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 2件 98,800円	1) (発生原因の検証結果) 平成21年度まで徴収していた授業料の滞納。 (今後の対応策等) 現在2名の授業料滞納者については、1度の納付額は少額であるが、毎月定期納付が実施されている。今後も、自宅への訪問による納付を基本に滞納整理事務の促進を図る。なお、監査終了日以降も上記による滞納整理事務を継続したところ、平成30年5月22日現在、先数2件、84,800円の滞納額である。 2) (発生原因の検証結果) 滞納状況記録簿への記載については、前回の訪問記録内容を複写して、今回の訪問記録を作成することにより、経過がわかるように統一された記載をしていた。一部の記載内容が前回内容の複写のままになってしまい、実際の状況と相違してしまっていた。 (今後の対応策等) 記録内容を精査し、実際の状況と合致するように記録簿を整備した。 今後は、実際の状況を正しく記載するように十分注意して記録簿を作成していく。
2) 収入未済に係る授業料等滞納状況記録簿は整備されていたが、記録内容が実際の状況と相違していた。	

3) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。	3) (発生原因の検証結果) 給与支給明細書の扶養手当支給額の確認に集中してしまっていたため、扶養親族簿による認定・確認を失念してしまっていた。 (今後の対応策等) 扶養手当対象者を再度精査し、所属長による認定・確認を行った。 今後は、会計事務自己点検表によるチェックを徹底し、認定・確認事務が適切に行われるよう再発防止に努める。
4) 平成28年9月1日から平成29年7月31日まで勤務した臨時職員の年次有給休暇について、誤って14日付与したため、本来取得可能であった10日を3日超えて取得され、賃金が過大に支給されていた。	4) (発生原因の検証結果) 臨時職員の年次有給休暇は任用から月毎に1日付与され、任用更新時に4日が付与される(最大10日)。任用更新後も月毎に1日付与されると誤った認識をしたために、3日を越えて年休が取得され、賃金が過大に支給されてしまった。 (今後の対応策等) 年次有給休暇取得の内容を再度精査し、賃金を再計算して過払いとなった賃金については返納させるとともに、賃金の返納に伴う社会保険料等についても整理した。 今後は、職員に年次有給休暇取得制度について周知徹底を図るとともに、年次有給休暇請求簿を工夫するなど適切な認定事務に努める。
5) 賃借物品である印刷機について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。	5) (発生原因の検証結果) 物品管理システムの処理手順に習得不足があったため、占有物品受入調書が作成できなかった。 (今後の対応策等) 物品管理システムの処理手順を再確認し、占有物品受入調書を作成・整備した。 今後は、処理手順等を解りやすくした手引書などを作成することにより、事務手続が適切に行われるように努める。

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月7日、12月22日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 1件 49,300円	1) (発生原因の検証結果) 債務者宅を訪問する等の督促により、平成30年1月10日をもって全額完済された。 (今後の対応策等) 現在では、進学支援金制度があるので、今後は制度の周知を行うとともに、授業料の未

	収が生じないよう引き続き取り組んでいく。
--	----------------------

監査対象所属	上野原高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月8日、平成30年1月12日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 2件(財産1、契約1)	
1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないかった。	1) (発生原因の検証結果) 指令書の作成時に、使用許可期間が1年を超える場合の使用料改定規定の追加(行政財産使用料の算定について(通達))を確認しないまま、指令書を作成してしまった(今後の対応策等) 行政財産使用許可の指令書について、山梨県行政財産使用料条例等の内容に沿っているか確認を行い、指令書を交付する。
2) 単価契約であるLPガス供給契約書において、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないかった。	2) (発生原因の検証結果) 契約書を前年度使用のもので行ったため、違約金条項についての確認をしないまま契約書を作成してしまった。(今後の対応等) ガス等の単価契約について、違約金条項を含め単価契約のものになっているか確認しながら契約書を作成する。

監査対象所属	都留興譲館高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 2件(収入1、物品1)	
1) 平成29年度の行政財産使用料について、調定が遅延していた。	1) (発生原因の検証結果) 移転業務等が多忙であったことや、4月に調定をしなければいけないという認識がなかったため、調定が遅延してしまった。(今後の対応策等) 今後は、業務についてスケジュール表を作成し、調定に限らず、業務が遅延することのないよう管理していく。
2) 平成29年7月に購入した郵便切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかった。また、切手の購入先が備考欄に記載されていなかった。	2) (発生原因の検証結果) 臨時で購入した郵便切手を郵便切手類受払簿に記載し忘れてしまった。(今後の対応策等) 適時、記載し忘れないように郵便切手受払簿と郵便切手の支出命令書のチェックを行う。

監査対象所属	富士北極高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月10日、平成30年1月17日
監査の結果	講じた措置

<b>(指導事項)</b> 4件(給与2、物品2)	
1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 扶養手当の支給額改定により、該当職員の手当額が増額となっていることは認識していたものの、扶養親族簿への記載を失念してしまつた。(今後の対応策等) 該当する職員の扶養手当額については再度確認を行い、増額時期及び手当額について間違いないことを確認した。 今後は当制度に対する理解を深め、扶養親族簿への認定・確認を怠らないように努める。
2) 児童手当の消滅に係る事務手続(届出・通知等)がなされていなかった。	2) (発生原因の検証結果) 児童手当の支給事由が消滅年齢到達であつたため、職権により手当の支給を終了したが、支給事由消滅通知書は不要と認識していたため、対象者への通知書交付を怠つた。児童手当支給事務手続について、理解が不十分であつた。(今後の対応策等) 指導後、速やかに支給事由消滅通知書を作成し、受給者に交付した。 今後は児童手当事務処理要領の内容を再確認し、事務処理をよりの確に行う。
3) 公印(現金収納員印)について、返納手続は行われていたが、保管転換手続が行われていなかった。	3) (発生原因の検証結果) 物品管理システムの操作に不慣れであり、かつ、山梨県公印規程に関する理解が不十分であつたため、廃止した公印について保管転換等の必要な手続が行われていなかった。(今後の対応策等) 指導後、速やかに山梨県公印規程に基づき「物品保管転換調書(払出)」の手続を行ったが、その後、出納局管理課の指導があり、再度「保管転換送付書」により当該公印を受領し、「物品出納通知書(払出)」により既に棄却されている公印について処理を行った。 今後は、公印規程に基づき厳正な管理に努める。
4) 賃借物品である印刷機について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	4) (発生原因の検証結果) 印刷機の賃借契約を行った際に、財務規則第168条に定める占有物品受入調書並びに払出調書の作成を失念していた。(今後の対応策等) 指導後、速やかに当該物品の占有物品受入

調査及び払出調書の作成を行った。  
 今後は、留意事項として引継書に記述するなどし、財務規則に則して適正な事務処理に努める。

調査対象所属	富士河口湖高等学校
調査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
調査実施日	平成29年12月20日
調査の結果	講じた措置

**(指導事項) 1件 (給与1)**  
 1) 扶養手当の支給終了に係る認定について、月毎の収入額が一定ではないものの、パート勤務を開始する時点で所得限度額以上となることが見込まれたが、扶養親族としての要件を欠く事象の発生した日を勤務開始日とせず、3か月間の賃金受領後としたため適切になっていた。  
 1) (発生日の検証結果)  
 パート勤務が開始となった時点で年間所得が130万円以上となることにはつきりと確認できなかったため、連続した3ヶ月の平均所得が所得限度額の1/1.2程度(108,333円)以上に達した時期をもって扶養親族の要件を欠くと判断してしまった。  
 (今後の対応策等)  
 今回のような判断が難しい事例については、所属内で内容を相互によく確認するとともに、関係課にも十分確認を行い適正に事務処理が行えるよう努める。

調査対象所属	中央高等学校
調査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
調査実施日	平成29年11月10日、平成30年1月18日
調査の結果	講じた措置

**(指導事項) 1件 (収入1)**  
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
 授業料  
 平成29年度分 先教 5件 142,155円  
 1) (発生日の検証結果)  
 5件とも督促状の発行や電話等による催告を行ってきたが、納付に至らず、収入未済となった。  
 (今後の対応策等)  
 5件とも電話や自宅訪問による催告を継続して行った結果、平成30年1月12日に完納となった。

調査対象所属	ひばりが丘高等学校
調査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
調査実施日	平成29年11月15日、平成30年1月24日
調査の結果	講じた措置

**(指導事項) 1件 (収入1)**  
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
 授業料  
 平成29年度分 先教 1件 10,260円  
 1) (発生日の検証結果)  
 保護者の課税証明書等が提出されず、学費が認定されなかったため、現金での授業料の納入を求めたが、納入されなかった。その後も納入が無いまま、保護者が行方不明と

なった。生徒は児童養護施設に入所したため、職学支援金を受給できることとなったが、職学支援金の受給決定までの間の授業料の一部が、収入未済となった。  
 (今後の対応策等)  
 収入未済額10,260円のうち7,110円については、平成30年2月6日に納入があった。残りの3,150円についても、保証人にも請求を続けた結果、平成30年3月27日に納入されたところである。

調査対象所属	ろう学校
調査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
調査実施日	平成29年11月7日、平成30年1月12日
調査の結果	講じた措置

**(指導事項) 1件 (支出1)**  
 1) 高等部修学旅行に要する経費として、貸切バス代、有料道路通行料、有料施設の入場料及び駐車場料金について、財務規則第71条第1項第5号及び第16号に基づいて資金前渡ししていたが、修学旅行中に支払わなかった経費を返納せず、旅行終了後に提出された請求書により、旅行代理店へ現金で支払っているものがあつた。  
 1) (発生日の検証結果)  
 当該経費については、担当教諭、旅行代理店との打合せで、旅行中に直接支払うこととしていたため資金前渡ししたものであるが、旅行代理店が立替私をいたしました。  
 (今後の対応策等)  
 修学旅行の事前打合せ時に事務室職員も加わり、担当教諭や旅行代理店担当者へ注意点を説明し、財務規則に則した適正な事務の執行を徹底する。

調査対象所属	やまびこ支援学校
調査対象期間	平成28年8月～平成29年9月
調査実施日	平成29年12月20日
調査の結果	講じた措置

**(指導事項) 1件 (給与1)**  
 1) 代替職員の現金支給に係る給与が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。  
 1) (発生日の検証結果)  
 給与支給明細書等の確認不足により、現金支給に係る給与の入金に気がかず、職員への支給が遅延してしまつた。  
 (今後の対応策等)  
 給与支給明細書等により、現金支給の有無の確認を徹底する。

調査対象所属	韭崎警察署
調査対象期間	平成28年8月～平成29年9月
調査実施日	平成29年12月13日
調査の結果	講じた措置

**(指導事項) 1件 (支出1)**  
 1) 被疑者の護送に要する経費に係る立替金について、財務規則第80条で、「公務旅

行中において、緊急、かつ、やむを得ない場合に公務上支出しなければならぬ経費」と規定されているが、公務旅行前に立替払が行われていた。

ツクが不十分であったことが原因である。(今後の対応策等)  
職員に対し、立替払に係る財務規則の規定を再認識させるとともに、今後、同様の経費については、資金前渡の方法を活用するなど財務規則に則った支出手続について周知徹底した。

監査対象所属	南部警察署
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月20日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件 (給与1)</b></p> <p>1) (傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 本件原因は、人事給与システムへの入力誤りであり、入力後の事後確認不足により発生したものの。(今後の対応策等) 直ちに、人事給与システムへ修正入力し、平成29年11月例月給与において、れい入処理を行った。 担当者への指導教養を実施し、今後は手当の入力後に、複眼的な突合確認と、チェック表を活用した確実な点検を徹底し、再発防止に努める。</p>

2 財政的援助団体等監査

- (1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成30年3月5日発行 (山梨県公報号外第5号) 山梨県監査委員告示第1号のとおり
- (2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会
所管部(局)課	県民生活部 生涯学習文化課 県民生活・男女参画課 (公の施設管理)
監査実施日	平成29年9月27日、28日 11月15日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

<p><b>[指導事項]</b></p> <p>前回監査において、双葉ふれあい文化会館の利用料金の現金及び森の教室の参加費の現金について、財務規程第17条の3に「収納の日又はその翌日に払い込まなければならない。ただし、収納した金額が3万円に達するまでは、収納した日のもっとも古い日を起算日として7日分までの金額を取りまとめ、その翌日まで払い込むことができる。」と規定されているが、7日を超えて払い込まれているものがあり、双葉ふれあい文化会館の利用料金の現金については、3万円を超えた時点で迅速に払い込まれていないものがあったことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づき措置状況において、「現金の取扱いについては、現金出納簿により複数での確認を徹底していく。」と回答があったが、今回の監査においても、現金収納後の払い込みが規定どおり行われておらず、遅延しているものがあり、前回の指導事項が改善されていたなかった。(双葉ふれあい文化会館)</p>	<p>(発生原因の検証結果) 現金の不適切な取り扱いについては、前回監査の指摘を踏まえ、再発防止に向け適正な運用を図るよう職員への指導を行ってきたが、職員の意識改革が不十分で、協会諸規程についての理解が不足していた。また、複数職員による現金出納簿の確認も徹底されていなかった。 (措置の対応状況等) 勤務体制を考慮し、払込期限が土日及び休館日であるときは、これらの日後最も近い日を払込日とする内容に財務規程の改正を行った。 (再発防止策) 財務規程の一部改正を行ったことから、新たに財務研修や諸規定の勉強会などを実施した。また、改めて、複数職員による現金出納簿の確認を徹底した。 同様の指摘を受けることのないよう、職員一人ひとりの意識改革と資質向上に取り組み、継続的な意識付けに努めていく。</p>
--	---

<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 支出事務において、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 納税証明書の請求に要する収入印紙等の購入において、資金前渡で支出されているが、財務規程第21条に規定されている前渡資金精算書及び物品購入報告書が作成されていなかった。(本部)</p> <p>(2) 公益法人定期報告に係る納税証明書の発行手数料について、支出負担行為向いが作成されていなかった。(本部)</p> <p>(3) 財務規程第23条の2の立替払が認められているケースではないにもかかわらず、立替</p>	<p>1 (1) (2) (発生原因の検証結果) 協会諸規程について理解不足であった。(措置の対応状況等) 監査終了後、必要書類の作成を行った。(再発防止策) 今後は複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の遂行および再発防止に努めていく。 (3) (発生原因の検証結果) 協会諸規程について理解不足であった。</p>
--	---

<p>私となっているものがあつた。(本部) (山梨県近代人物館) (びゅあ富士)</p>	<p>(再発防止策) 今後は財務研修や諸規定の勉強会などを実施し、職員一人ひとりの意識改革と資質向上に取り組みたい。</p>
<p>2 契約書及び請書に、次のとおり不備があつた。 (1) サラナイトスクール事業業務委託契約において、支出負担行為の起案日及び請負業者からの見積書の日付が、契約書の委託開始日より後の日付となっていた。 (山梨県生涯学習推進センター) (2) 「生涯学習やまなし」の発行及び送付に係る請書において、契約締結日が委託開始日より後の日付となっていた。 (山梨県生涯学習推進センター) (3) 公債に関する契約書において、違約金条項に記載した違約金額が契約金額の10/100とすべきところ1/100とされていた。 (双葉ふれあい文化会館) (4) 委託契約書において、違約金条項が記載されていないものがあつた。 (双葉ふれあい文化会館) (びゅあ県南) (びゅあ富士)</p>	<p>2 (発生日因の検証結果) 協会諸規程等について理解不足であつた。 (再発防止策) 今後は複数でのチェックを行い、適正な事務処理に努める。財務研修や諸規定の勉強会などを実施し、職員一人ひとりの意識改革と資質向上に取り組みたい。</p>
<p>3 財務規程第18条及び第20条において、支出負担行為の同一及び支出同一は事務局長の決裁を受けなければならないと定められているが、事務局長の決裁印が押印されていないものがあつた。(山梨県生涯学習推進センター) (ことぶき勸学院)</p>	<p>3 (発生日因の検証結果) 起案者が事務局長であつたために、決裁の欄への押印を忘れてしまった。 (措置の対応状況等) 監査終了後、決裁の印を押印した。 (再発防止策) 今後は適正な事務処理に努める。</p>
<p>4 協会が備えるべき会計帳簿(補助簿)として財務規程第40条に規定されている基本財産台帳が、作成されていないか。(本部)</p>	<p>4 (発生日因の検証結果) 協会諸規程について理解不足であつた。 (措置の対応状況等) 監査終了後、基本財産台帳の作成を行った。 (再発防止策) 今後は財務規程を遵守するよう職員へ周知徹底を行った。</p>

<p>監査対象団体 公立大学法人 山梨県立大学 所管部(局) 課 県民生活部 私学・科学振興課 監査実施日 平成29年9月14日、15日</p>	<p>12月21日 講じた措置(又は今後の方針等)</p>
--	-----------------------------------

<p>(指導事項) 1 小口現金の設定額について、小口現金取扱要項第4条において、会計事務取扱規程第15条第2項に規定されている限度額(各キャンペーン30万円)の範囲内で、「小口現金取扱責任者は、小口現金の設定を申請するときは、小口現金(設定・変更・廃止)申請書を会計責任者に提出しなければならぬ」とされているが、設定額3万円で決定された平成24年3月以降、小口現金残高が設定額を超えている時期(平成28年12月22日～平成29年3月31日)があつたにもかかわらず、変更申請書が提出されていなかった。</p>	<p>1 (発生日因の検証結果) 担当者の認識不足により、小口現金の設定額の変更を行わなかった。 (措置の対応状況等) 監査終了後直ちに設定額の変更を行った。 (再発防止策) 担当者の引継ぎを確実にを行い、規定に従った処理を行う。</p>
--	---

<p>2 物品及び不動産等の検査について、物品管理規程第6条及び不動産等管理規程第7条に、各々の管理者は毎事業年度1回以上検査を実施し、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を实地に確かめ、各々の管理責任者に報告しなければならないと定められているが、報告されていなかった。</p>	<p>2 (発生日因の検証結果) 担当者の認識不足により、財務諸表を管理責任者(事務局長)へ提出することをもつて報告していると解していた。 (措置の対応状況等) 物品及び不動産等の検査の方法について、再度確認を行った。 (再発防止策) 物品及び不動産の検査結果を毎事業年度、管理責任者に対して報告を行う。</p>
---	--

<p>(意見) 地方の人口減少と地域の活力低下に歯止めをかけ、地方創生と地方の自立を推進していくため、今、地方の公立大学には、地方を担う人材を育成し、地方への新しい人の流れをつくる「地(知)の拠点」としての役割が期待されている。 県立大学においては、県が示した第2期中期目標(平成28年度～平成33年度)の達成に向け、県内の企業、医療機関、団体等と連携を図りつつ、地域課題への対応を目指す共同研究や現場人材の研修等の事業などを積極的に展開しているところであるが、引き続き、地域の産業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組むとともに、地域の課題解決に貢献できる優秀な人材の供給や地域社会が抱える課題への対応など、中期計画の着実な推進に取り組みたい。</p>	<p>第2期中期目標への取り組みについては、県から示された第2期中期目標の達成のため、その中期目標期間においての中期計画及び各年度で実施する年度計画を策定している。 平成30年3月にOOC事業が終了するのを目的に、地域戦略総合センターと地域研究交流センターを統合していく。 共同研究・プロジェクト研究の学内公募条件には、以下の三箇条を掲げ、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を、引き続き実施していく。 ①広く3学部・研究科の教員の参加を募り、各所属の特色を出しつつも、所属を超えた教員間相互の協働による相乗効果を創出し、地域に還元する。</p>
---	--

②県民、NPO、企業、自治体等との連携により研究を行い、地域に開かれた地域と向き合う大学としての本学の対外ネットワーク形成のベースとする。  
 ③地域が抱える課題とその解決、地域資源の発掘や活用、地域文化の創造につながる研究を実施する。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
所管部(局)課	福祉保健部 福祉保健総務課
監査実施日	平成29年10月23日、24日
	障害福祉課(公の施設管理)
	12月1日

監査の結果

【指摘事項】

前回の監査において、平成25年度の監査で指導事項とした、経理規程施行細則第41条に規定された物品等の換収時の処理(換収年月日、職氏名の記名、押印)が行われていなかったことについて、未改善であったことから、指摘事項とした。  
 この監査結果に基づき措置状況において、「今後、換収時における記載事項及び押印について、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。」と回答があったが、今回の監査においても、同様の事案が認められ、改善が図られていなかった。  
 (本部事務局)(はまなし寮)

(発生原因の検証結果)

直近2回の監査において物品納入時における換収確認の不備が指摘されたことを受け、事業団全体の問題として事務担当者の指導を行ってきた。しかし、換収を行う全ての職員に改善策の徹底が行き届いていなかったことにより、過去に問題となった施設とは別の施設において同様の指摘を受けることとなった。  
 (措置の対応状況等)  
 今回指摘を受けた施設に対し、再度、物品等の換収時の処理を徹底するとともに、該当外の施設に対しても再確認を行った。  
 (再発防止策)  
 今後、同様の指導を受けることがないよう、今回の指摘事項・指導事項・意見を共有し、改善策を徹底するため、平成30年4月17日に事務担当者会議を開催した。  
 また、定期的な事務担当者会議の開催、内部監査の実施により、同様の指摘を受けることがないよう、再発防止に努めていく。

(指導事項)

1 経理規程施行細則第13条では「契約担当者は契約その他の支出の原因となる行為をしようとするときは、支出負担行為の同一により決裁を受けなければならない。」と定められているが、保険への加入について、保険期間終了後に決裁を受けていた。また、支出負担行為の同一で決裁を受けるべきところを、物品購入要求書により決裁を受けていた。(きぼのの家)

(発生原因の検証結果)

1 (発生原因の検証結果)  
 経理規程等の徹底が不十分であった。  
 (措置の対応状況等)  
 平成30年度から保険料の支出に当たっては、支出負担行為の同一により、保険期間開始前に決裁を受けている。  
 (再発防止策)  
 他施設においても、こうしたことが発生しないよう、平成30年4月17日開催の事務担当者会議において再度徹底した。

2 廃棄物処理委託契約において、予定価格が100万円を超えていたため、競争入札による契約を行うべきところ、単年度の支出限度額が100万円以下であったことから、2者の見積合わせによる随意契約が行われていた。  
 (もえぎ寮)

(発生原因の検証結果)

2 当初、経理規程第67条第1号による随意契約での契約締結を予定していたが、予定価格調書作成時、算出価格(消費税抜き)の欄に、実例価格(消費税込み)を入力したことにより、予定価格調書と当初想定した予定価格に誤差が生じ、予定価格が随意契約が認められている金額を超過してしまっていた。  
 (措置の対応状況等)  
 随意契約においても、予定価格は、法人が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の基準となる価格であることを認識し注意深く作成する。  
 (再発防止策)  
 契約事務に係る経理規程等の理解と実施を徹底していく。

3 平成29年3月分職員食事代(利用者等外給食収益)が未収金に計上されていなかった。  
 (もえぎ寮)

(発生原因の検証結果)

3 決算事務において、未収金の確認が不十分であったため計上漏れとなった。  
 (措置の対応状況等)  
 計上漏れとなった平成29年3月分職員食事代については、平成29年度の利用者等外給食収益に計上した。  
 (再発防止策)  
 平成29年度決算においては、計上漏れないよう未収金台帳の確認を的確に行っていく。

4 サテライト桃源荘の売店における食品類の販売は、法人税法上の収益事業に該当するが、収益事業開始の届出及び収益事業の税務申告が行われていなかった。(本部事務局)

(発生原因の検証結果)

4 サテライト桃源荘の売店は、平成27年3月25日より営業を開始したが、専ら施設利用者の利便に供するための売店経営であることから社会福祉法第26条における収益事業には該当しなかったため、税務申告が不要と判断した。  
 (措置の対応状況等)  
 平成29年10月25日、甲府税務署法人税課担当者へ今回の指導内容を伝えるとともに、税務申告等の手続きについて指導を受けた。  
 (再発防止策)  
 毎年度決算終了後に青色申告により申告を行う。

<p>5 総理規程第29条に「現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならぬ。」と定められているが、毎日の照合及び報告が行われていなかった。 (本部事務局) (はまなし寮)</p>	<p>5 (発生原因の検証結果) 小口現金の照合及び報告については、金銭の出入りがあった日のみ行っていた。総理規程第29条の理解不足が原因である。 (措置の対応状況等) 該当施設で使用していた様式に改正し、毎日の照合及び確認ができる様式に改訂した。 (再発防止策) 様式について、全施設共通のものとするため、平成30年4月17日開催の事務担当者会議において再度徹底した。</p>
<p>6 物品購入要求書について、会計責任者の決裁印が押印されていないものがあった。 (本部事務局)</p>	<p>6 (発生原因の検証結果) 会計に関する伺い書及び証拠書類等については複数職員で確認を行っているところであるが、最終的な確認作業を怠ったため今回の様な押印漏れが生じた。 (措置の対応状況等) 伺い書及び証拠書類等について、決裁を受ける回覧が担当者に戻ってきたところで、最終確認を行うことを徹底した。 (再発防止策) 他施設においても、こうしたことが発生しないよう、平成30年4月17日開催の事務担当者会議において再度徹底した。</p>
<p>7 棚卸資産である給食用材料(非常用食品)について、平成28年度中に購入した分の金額が期末残高に正しく反映されておらず、貸借対照表上の計上金額が相違していた。また、総理規程第43条第2項及び計算書類に対する注記に「棚卸資産は最終仕入原価法に基づき原価法により評価する。」と定められているが、購入した際の個別の取得価額で評価されており、評価方法が相違していた。 (はまなし寮)</p>	<p>7 (発生原因の検証結果) 納品書により購入金額を把握したため、材料によって消費税抜き金額で計上されているものがあった。また、総理規程第43条第2項及び計算書類に対する注記の理解不足により、個別の取得金額により評価し計上していた。 (措置の対応状況等) 平成29年度決算から、消費税込みの金額を用いた、最終仕入原価法に基づき原価法により評価し計上することとする。 (再発防止策) 他施設においても、こうしたことが発生しないよう、平成30年4月17日開催の事務担当者会議において再度徹底した。</p>

<p>今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、指摘事項については、直近2回の監査において強く改善を促してきた物品納入時における検収確認に関するもので、監</p>	<p>今回の指摘事項については直近2回の監査においても指導を受けており、法人内の徹底不足が再発の原因となっていました。事業団としても法人全体の問題として重</p>
--	---

  

<p>査結果に対する措置状況のとおり改善策が徹底されれば再発を防げたものである。これまでの監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、遺憾である。 指摘事項となった事案は、過去に問題となつた施設とは別の施設において認められたものであるが、事業団全体の問題として受け止めていただき、本部が統一的に指導することにより、組織として事務処理の適正化に努められた。</p>	<p>＜受け止め、定期的な事務担当者会議の開催、内部監査の実施により再発防止に努め、事務処理の適正化を図っていく。＞</p>
<p>監査対象団体 地方独立行政法人 山梨県立病院機構 所管部(局) 課 福祉保健部 医務課 監査実施日 平成29年10月10日、11日</p>	<p>11月29日 課じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>【指摘事項】 前回監査において、契約書に、契約保証金の免除及び違約金に関する事項の記載がない等不備があったことから、指導事項とした。 この監査結果に基づき措置状況において、「契約書作成担当者及び経理担当者が相互確認を行い、予定数量及び必要な項目等の記載の不備がないよう徹底していく。」と回答があったが、今回の監査においても、契約書の記載に次のとおり不備が認められ、前回の指導事項が改善されていなかった。 (1)産業廃棄物収集運搬業務委託契約書及び産業廃棄物処分業務委託契約書に、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項の記載がなく、また、単価契約であるため予定数量を記載する必要があったが、記載されていなかった。 (2)山梨県立病院看護師募集案内ツール制作業務委託契約書に、契約代金の支払方法及び違約金に関する事項が記載されていなかった。 (3)財務会計システム運用保守業務契約書に、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項が記載されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の事務担当者の会議などで指導内容の説明を行ったが、契約書を作成する担当まで十分周知・徹底されていなかった。また、決裁過程でのチェックも不十分であったことから、同様な指摘を受けることとなった。 (措置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出契約決裁書に指摘事項を含めたチェックリストを添付し、決裁過程で記載漏れがないことの確認を行い、同様の指摘を受けることがないよう再発防止に取り組みしていく。 また、契約書の雛形を取引の相手方が作成している契約も多くあることから、契約書記載事項の変更を協議していく。</p>
<p>【指導事項】 1 平成27年度末棚卸資産の修正として20,891,603円が、その発生原因が不明のまま、損益計算書の臨時利益の過年度損益修正益に計上されていた。なお、監査日現在に至っても、棚卸資産の修正の発生原因が明らかにされていない。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 平成27年度の棚卸資産期首残高(税抜)について、その額から更に消費税相当額を減算してしまつた。 (再発防止策) 決算時に実地棚卸結果(税抜)と貸借対照表(税抜)を突き合わせ、税区分による誤り</p>



<p>2 平成28年度の決算報告書において、予算額の一部に記載誤りがあった。また、平成28年度に予算の変更を行っていたが、予算差引簿の予算額が変更後の予算額ではなく、当初の予算額のままになっていた。</p>	<p>2 (発生病因の検証結果)                  決算報告書に記載される予算額は、当初予算額に補正額を加減算して変更後の予算額を算出するが、補正額の転記に誤りがあった。                  (措置の対応状況及び再発防止策)                  今後は変更後の予算額と理事會資料に記載された収支計算書の金額との突合を行うことで、補正額の転記が正確に行われているか確認を行っていく。</p>
<p>3 長期未収金が次のとおり認められた。                  (決算日現在)                  ・中央病院 医業未収金 211,752,618円                  ・北病院 医業未収金 16,373,938円                  計 228,126,556円</p>	<p>3 (発生病因の検証結果)                  未収金の主な発生病因として、患者本人の支払意思の欠如、家計の状況、死亡や予後の不良などから診療結果に不満があり、診療費の支払を故意にしないなどがある。                  (措置の対応状況及び再発防止策)                  医療未収金については、文書等で督促しているが、発生から1年が経過したものは弁護士事務所と締結している未収金回収業務委託により、引き継ぎ未収金残額の低減を図っている。                  中央病院では、平成27年6月から、初期段階での請求を強化(督促状送付：発生から1か月以内→発生から半月以内)するとともに、発生から3か月経過したものは連帯保証人にも請求を開始した。                  北病院では、患者・患者家族・精神保健福祉士・事務担当者等の関係者で患者の経済状況や、支援体制について情報共有を密に行い、必要な行政サービス申請や補助、経済状況に合った医療費の分割納付や延長納付等の支払方法を提案や相談を随時行っている。</p>
<p>(意見)                  1 高齢化の進展など医療を取り巻く環境の変化と多様化する医療ニーズへの的確な対応が求められる中、病院機構におかれは、引き続き、救命救急、周産期母子医療、精神科救急等の機能を担う急性期医療の基幹病院として政策医療を確実に実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化するなど、県が示した第2期中期目標(平成27年度～平成31年度)の達成に向け、県民に信頼される質の高い医療の提供と経営基盤の安定化に着実に取り組まれ</p>	<p>1 山梨県から指示された中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画に定めた事項の実現に引き続き努めることで、政策医療の確に提供するとともに、山梨県内唯一の地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携強化に努めていく。                  平成29年7月に発生した薬剤紛失事案を受け、山梨県に提出した改善報告書に基づき薬剤管理の強化に努めていく。</p>

<p>2 過去に病院機構を割愛退職して県に採用された元機構職員の退職金については、負担のルールが不明確であったため、県へ転籍した時点で、在籍時に引き当てた退職給付引当金を取り崩していたが、県と協議した結果、機構に在籍していた期間に相当する額を支払うこととなり、平成28年度決算において、該当職員4人の退職手当に要する経費(84,863,471円)が臨時損失として損益計算事に計上された。</p>	<p>2 山梨県と病院機構の割愛職員の退職金の取扱いについては、地方独立行政法人化時から明文化されておらず、双方の間で検討されたこともなかった。                  平成28年度に、派遣社員と同様な精算方式が可能か検討を始め、同年度中に方針を双方で合意し、平成29年度に割愛職員の退職手当に係る協定を締結した。                  このため、平成28年度に地方独立行政法人移行時からの退職手当に要する経費を臨時損失として計上したが、県を退職し、病院機構に在職した割愛職員の退職金相当額は県の予算措置が間に合わず、平成29年度に臨時利益として計上することとなり、計上年度にずれが生じたため、特別損失のみの計上となった。                  平成29年度以降は、割愛職員の異動を把握し、上記協定書に基づき山梨県及び当機構で公平な負担となるよう努めていく。                  現在山梨県及び病院機構の間では、補助金及び運営費負担金により病院事業に関する経費の負担が生じている。このうち補助金については、現在、交付要綱で臨時損失を対象とする補助事業はない。また、運営費負担金のうち退職給付引当金以外の項目については、総務省の定めた繰出基準に基づき算出されており、かつ、当該事業年度の病院事業に充当しなければならぬ。さらに、この度意見のあった退職給付引当金の負担方法については、既に協定を締結した。</p>
<p>また、中央病院における薬剤紛失事案については、薬剤部の入室制限などの再発防止策を定めた改善計画を着実に実施し、二度と県民の信頼を裏切り不安を抱かせることのないよう、薬剤管理の強化に努められたい。</p>	<p>このため、現在、山梨県及び病院機構との間で多額の臨時損失が発生したことにより、双方又はいずれかに将来負担が発生する経費はない。しかし、今後補助金の交付要綱、繰出基準の変更が行われ、将来的に負担が発生することが想定される事情が生じた場合には、双方で速やかに協議を行い、負担方法を取り決めていく。</p>

<p>3 現在、有形固定資産の減価償却については、取得価額から100分の10に相当する額を控除した価額に定額法の償却率を乗じて算出してている。また、既に耐用年数を経過した償却終了後の有形固定資産の残存価額については、取得価額の5%と見積もり、その帳簿価額の総額は約3億4,900万円となっている。</p> <p>しかし、償却終了後の帳簿価額を5%として会計上の見積りを行う方法は、その時点での資産価値の実態を反映しているとは言えないため、前回監査において、残存価額を備忘価額(1円)とすることを検討されたい旨意見を述べた。</p> <p>病院機構が採用している会計上の見積り方法も制度的に認められたものではあるが、医療機器は高額なものが多く、処分の際に多額の除却損が発生することから、処分の際については、資産価値を適切に評価して経済実態を反映させることにより、病院機構の経営状態がより明確となることから、有形固定資産の残存価額の取扱について、改めて検討された。</p>	<p>3 公営企業型地方独立行政法人会計基準第6及び注7では、「会計処理の原則及び手続きを毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」とされるところにも、「いったん採用した会計処理の原則及び手続きは、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない」とされている。</p> <p>このため、現時点では残存価額の変更を行うことは予定していないが、公益企業型地方独立行政法人会計基準の変更があった場合又は病院機構の事業内容又は病院機構を取り巻く経営環境の変化に伴い、会計方針(残存価額)の変更が病院機構の財政状態及び経営状態をより適正に表示するものであり、かつ、会計基準に照らし当該変更が正当な理由に該当するような場合などには、会計方針の変更を検討する必要があると認識している。</p> <p>なお、他の地方独立行政法人がどのような償却方法を採用しているのか、定期的な調査を実施していく。</p>
--	---

<p>監査対象団体 <b>公益財団法人 山梨県国際交流協会</b></p> <p>所管部(局)課 観光部 国際観光交流課</p> <p>監査実施日 平成29年9月5日</p> <p>監査の結果</p>	
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 基本協定書第27条に規定されている事業報告書が提出されていなかった。</p>	<p>1 発生原因の検証結果)</p> <p>年度末と年度ごとに提出する報告を混同していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>事業報告書を提出した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>協定書の内容について再度確認し、適正に処理を行っていく。</p>
<p>2 非常勤嘱託職員の勤務体制の変更に伴い、特別報酬の額を変更していたが、支給の根拠となる非常勤嘱託取扱要綱が改正されていなかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>勤務体制変更に伴い、要綱を改正していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>非常勤取扱要綱を改正する。</p> <p>(5月理事会で変更)</p> <p>(再発防止策)</p> <p>現状と要綱について相違がないか、再度確認を行っていく。</p>

<p>3 退職給付引当金の算定の基礎となる自己都合退職の場合の退職手当の計算方法が、協会の職員退職手当規程に定められた計算方法と相違していた。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>県の条例改正に伴い計算方法を変更したが、規程を改正していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>職員退職手当規程を改正する。</p> <p>(5月理事会で変更)</p> <p>(再発防止策)</p> <p>県の関係条例の改正に注視し、協会の規程について常に確認を行っていく。</p>
---	--

<p>監査対象団体 <b>公益財団法人 山梨県子牛育成協会</b></p> <p>所管部(局)課 農政部 畜産課</p> <p>監査実施日 平成29年10月6日</p> <p>監査の結果</p>	
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 契約書において、財務規程第15条に規定されている違約金に関する事項の記載がないものがあつた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>契約の相手方から示された契約書を用いたため、違約金に関する記載が漏れていた。担当者の不注意と決裁過程でのチェックが不十分であつた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>その他の契約について、同様な記載漏れ(事務処理)がないか確認した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>契約事務を行う職員に対し適切な事務処理を指導するとともに、支出関係書類の決裁過程で適切なチェックが行われるよう徹底していく。</p>
<p>2 事前に利用が予定されていた高速道路料金について、財務規程では資金前渡により支払われるべきところ、立替払により支払われていた。このため、現金出納帳において、現金残高がマイナスで記載されている箇所があつた。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>予定外の高速道路による旅行が発生したため資金前渡することができず、立替払してしまつた。</p> <p>(措置の対応状況及び再発防止策)</p> <p>全職員に高速道路を利用する場合は、資金前渡によることを徹底するとともに、会計事務担当者に対し適切な事務処理を指導した。</p>

監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	公益財団法人 山梨県農業振興公社 農政部 農業技術課 担い手・農地対策室 平成29年10月5日	監査の結果	【指摘事項】 前回監査において、満期保有目的の債券のうち第139回長期国債について、計算誤りにより帳簿価額が過少計上となっていたことから、指導事項とした。 この監査結果に基づき措置状況において、「再度、有価証券整理簿を精査し、償却原価法の計算方法を正しいものに訂正を行った。」との回答があったが、今回の監査においても、一部の長期国債の帳簿価額に償却原価法(定額法)の計算誤りがあった。
		講じた措置(又は今後の方針等)	(発生日の検証結果) 満期までの償却月数の考え方に對し、認識不足があった。 (措置の対応状況等) 今回の指摘の対象となった国債を含めた債券について、複数の職員で、正しい償却原価法の計算方法により、帳簿価額を再評価した。 (再発防止策) 今後は担当職員の会計事務に関する知識習得など資質向上を図り、適正な処理に努めていく。
			【指導事項】 1 職員の給与に関する規程第6条において、「職員の給料の支給については、山梨県一般職の職員の例による。」と定められているが、傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。
			1 (発生日の検証結果) 担当職員の確認不足により、通勤手当を支給してしまった。 (措置の対応状況等) 今回支給した通払い分の通勤手当は、当該職員から平成29年11月に返還済み。 (再発防止策) 担当職員は、関連する諸規程を熟知し、再発防止に努めていく。
			2 時価評価していた有価証券について、平成28年度決算において評価方法を変更し償却原価法により評価していたが、重要な会計方針の変更の注記がされていなかった。
			2 (発生日の検証結果) 担当職員が、重要な会計方針の変更にあたることを認識していなかった。 (措置の対応状況等) 公認会計士の指導を受け、平成29年度の事業報告書の注記に「平成28年度に行った重要な会計方針の変更」を記載する。 (再発防止策) 今後は担当職員の会計事務に関する知識習得など資質向上を図るとともに、決算において公認会計士の指導を仰ぎ、適正な処理に努めていく。

監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	山梨県住宅供給公社 県土整備部 建築住宅課 平成29年10月18日	監査の結果	【指摘事項】 次のとおり、長期未収金があった。 (決算日現在) 事業未収金(一般賃貸住宅管理事業未収金) 5,791,918円 その他未収金(貸借勘定関連未収金) 13,713,316円
		講じた措置(又は今後の方針等)	(発生日の検証結果) 事業未収金は、公社賃貸住宅の入居者及び退去者の未収家賃である。 その他未収金は、県営住宅入居者の退去時の修繕費用である。過去、一括払いできない者に対して分割納付を認めていたが、住所不明になるなど回収が困難となっているものである。 (措置の対応状況等) 長期未収金については、督促の継続など厳しい債権管理を行っており、こうした取組の結果、未収金額は減少傾向にある。 (再発防止策) 事業未収金については、電話、文書、訪問による督促及び納入誓約書の提出などにより、厳正な債権管理を行っていく。その他未収金についても、住所不明者の居住地などの特定に努め、粘り強く対応していく。
監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	公益財団法人 山梨県体育協会 教育庁 スポーツ健康課 平成29年9月20日、21日 12月21日	監査の結果	【指導事項】 1 6月支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間は12月1日から5月31日の6か月であり、3月未決算のため支給総額の6か月分のうち4か月分を賞与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。また、賞与引当金に対する社会保険料についても、未払費用として計上する必要があるが、計上されていなかった。
		講じた措置(又は今後の方針等)	1 (発生日の検証結果) 本協会の人件費の財源は県からの補助金等であり、6月支給の期末・勤勉手当については、支給日が属する年度に相当額の補助金等をいただいていることから、これまで賞与引当金の計上はしていなかった。 (措置の対応状況等) 平成29年度決算より賞与引当金を計上し、またそれに対する社会保険料についても未払費用を計上する。 (再発防止策) 本協会は公益法人であることから「公益法人会計基準」に基づき適正な会計処理を行っていく。
			2 法人税法上、収益事業の退職給付引当金を計上しているが、収益事業の退職給付引当金を法人会計で一元管理するとして法人税別表4で
			2 (発生日の検証結果) 退職給付引当金を法人会計で一元管理したことにより、収益事業会計に計上された

全額を認容減算している。当該収益事業の職員は、退職しておらず退職金も支給していないことから、法人税法上は損金にも算入するのは誤りであり、結果的に未払法人税等が過少に計上されていた。

3 「桜まつり」開催に係る委託の一部経費について、委託業務が終了していないにもかかわらず、未払金に計上されていた。  
(小瀬スポーツ公園)

4 県からの事業費補助金の補助対象事業のうち、「クレー射撃競技練習場確保事業費補助金」において、実績報告書に添付する書類として、同補助金交付要綱第8条に定められた監査報告書が、添付されていなかった。

くなつたことで、法人税を算出する際、金額損金算入してしまった。

(措置の対応状況等)  
改めて退職給付引当金の内部について精査を行い、平成28年度に退職した職員の収益事業への費用配賦分のみを損金算入とする修正申告を平成29年度末に行った。  
(再発防止策)  
平成29年度以降は、退職給付引当金を法人会計と収益事業等会計に計上するとともに、職員ごとの管理を徹底していく。

3 (発生原因の検証結果)  
「桜まつり」は、毎年9月下旬から4月上旬に開催していることから、2事業年度の手算を充当している。このことから、全部の委託業務は終了していないが、3月に発生した経費(準備など)を未払金として計上した。  
(措置の対応状況等)  
平成30年の桜まつりは委託業務契約書に「一部完了」の項目を設け、平成29年度の経費として、桜樹ヘラトアツク用ライトの設置及び点灯試験が完了した時点で、委託料相当額を受託者に支払うことができる契約とした。  
(再発防止策)  
毎年、桜の開花状況により桜まつりの開催期間が変更となることから、どのような状況になっても妥当な経費配分ができるような契約方法を検討し、適正な会計処理を行っている。

4 (発生原因の検証結果)  
本協会及び補助金受給団体の「クレー射撃競技練習場確保事業費補助金交付要綱」の理解不足により、添付書類に不備が生じた。  
(措置の対応状況等)  
補助金受給団体「山梨県クレー射撃協会」に不足となつている監査報告書の写しを提出させ、実績報告書に添付した。  
(再発防止策)  
今後は本協会及び補助金受給団体ともに補助金交付要綱を正しく理解し、厳正に遵守することにより、事務手続きに不備のないよう注意していく。

<p>(意見) 体育協会では、将来の退職金の支払いに備え、退職給付引当金として、期末自己都合退職要支給額から中小企業退職共済積立金を控除した額を計上するとともに、勤続25年以上で定年退職した場合には退職金支給率が増加することから、その所要額として、普通預金で別途管理している。 体育協会が採用している退職給付引当金の会計処理(簡便法)も、退職給付引当金を原則的な方法により算定した場合の差額に重要性が乏しい公益法人においては認められているが、将来の退職金の支払いに備え、普通預金で別途管理しているのであれば、実態に合わせて、一元的に退職給付引当金に計上することを検討されたい。</p>	<p>意見とおりの会計処理ができるのか、公益法人を監督する行政の担当課である私学・科学振興課、本協会が会員となっている全国公益法人協会及び本協会の監事の見解などを確認し、適正な対応を行っていく。</p>
--	---

<p>監査対象団体 一般財団法人 山梨県消防協会 所管部(局) 課 防災局 防災危機管理課 監査実施日 平成29年11月21日</p>	<p>謙じた措置(又は今後の方針等)</p>
---	------------------------

<p>[指摘事項] 消防協会は、県民の安全・安心のために消防団組織等の充実強化、消防防炎思想の普及広報活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に資することを目的として組織されているにもかかわらず、消防法で6か月に1回行うことが義務付けられている消防用設備等の機器点検が、年1回しか実施されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 1年ごとの総合点検及び消防署への報告は行っていたが、6月ごとの機器点検は任意であると誤認していた。 (措置の対応状況等) 平成30年1月に機器点検を実施した。今後は機器点検を5月と11月に、総合点検を5月に実施した。 (再発防止策) 今後は年間の点検計画を作成し周知することにより、情報の共有を図り、再発防止に努めていく。</p>
---	--

<p>(指導事項) 基本協定書第8条に暴力団の排除について定められているが、清掃業務請負契約書及び消防設備等点検契約書において、記載すべき契約解除のための暴力団排除条項が記載されていないかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 契約の相手方は公的機関との契約実績があり信頼度が高いため、記載の必要がないと考えていた。 (措置の対応状況等) 契約変更を行い、暴力団等反社会的勢力の排除及び契約の解除等を記載した。 (再発防止策) 今後は委託契約を締結する際、暴力団排除に関する条項が記載されているかを確実に確認していく。</p>
---	--

監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	公益財団法人 キーゾ協会 森林環境部 みどり自然課 平成29年11月14日	12月20日	監査の結果
(指導事項)	1 基本協定書第11条第1項において、指定管理者は、管理業務と管理業務以外の業務を区分して経理しなければならないと定められているが、指定管理業務として実施したプログラムの材料費の収入(実費徴収)及び支出について、区分経理が行われていなかった。このため、事業報告書の管理業務に係る収支決算において、支出の「プログラム材料費」の金額が記載され、実際の支出金額が記載されていないかった。	1 (発生原因の検証結果) 材料費が発生するプログラムを実施するに当たり、材料費の取扱いについて確認の上、経理区分を行ったが、伝票処理をキーゾ協会として行ってしまった。このため、事業報告書収支決算上、ルヶ岳自然ふれあいセンターの支出がゼロとなったため、プログラム材料費の収入金額と同一金額を支出金額として報告した。 (再発防止策) 経理区分について再度認識し、今後は適正な経理処理に努めていく。	2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、雑損失が支出に計上されていなかった。
監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	山梨県造園建設業協同組合 森林環境部 県有林課 平成29年9月28日		監査の結果
(指導事項)	健康の森遊歩道草刈業務において、次のとおり不適切な事務処理があった。 (1) 直接、外部の業者に再委託すべきところを、同一の法人内で再委託した上で、外部の業者に再々委託していた。 (2) 再委託の委託料と再々委託先に支出した金額に差額が生じていたため、事業報告書の管理業務に係る収支決算に計上された委託料が、当該差額分過大となっていた。	1 (発生原因の検証結果) 健康の森内の遊歩道草刈業務について、短期間で多くの作業員を確保することを優先したため、組合で受託し、組合員各社に手配したものであり、業務の再委託について理解が不足していた。 また、再委託の委託料について、業務内容が組合員の労務提供に相当すると判断し、委託料から組合員への指導管理費を控除した額を再々委託料として支出したため差額が生じたものであり、指定管理委託料の使途ならびに会計管理について誤認があった。	2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、雑損失が支出に計上されていなかった。

監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	株式会社 富士グリーンテック 県土整備部 都市計画課 平成29年10月12日	教育庁 スポーツ健康課	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	1 ウェブサイト運用支援委託契約において、契約書の第13条に、委託契約の有効期間は契約締結日から6か月間とし、以後6か月間ごと自動更新されると定められているが、契約締結日が契約書に記載されていないかった。 (御勸使南公園)	1 (再発防止策) 今後は同一法人である組合への再委託は行わず、再委託を要する業務は、外部の業者と直接契約し実施する。 指定管理制度の目的ならびに基本協定の内容を十分に理解し、再発防止に努めていく。	2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、通勤手当が人件費に計上されているにもかかわらず、その他需用費(旅費交通費)にも誤って計上されているものがあったため、通勤手当相当額が過大に計上されていた。 (御勸使南公園)
監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	株式会社 富士グリーンテック 県土整備部 都市計画課 平成29年10月12日	教育庁 スポーツ健康課	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	1 ウェブサイト運用支援委託契約において、契約締結日はウェブサイトの運用開始日とする双方の事前合意があったが、契約締結日を記載しないうまま記名捺印し、運用開始日が定まった後も日付を記載せず保管していた。 (措置の対応状況等) ウェブサイトの運用開始日である平成16年8月26日を契約締結日として契約書に記載した。 (再発防止策) 記名捺印の際は契約日を確実に定めるとともに、特別な条件がある場合は打合せ内容を付記し、検証が可能な状況で保管する。	1 (発生原因の検証結果) 費用内訳において、給与明細の通勤手当を交通費として需用費で管理していたが、収支報告書作成の際、誤って給与支払額をそのまま人件費として計上したため、通勤手当相当額が重複計上となった。 (措置の対応状況等) 重複計上されていた通勤手当相当額を収支報告書の「その他需用費」から削除した。 (再発防止策) 今後は通勤手当はその他需用費(旅費交通費)に計上せず、人件費として計上することを徹底していく。	2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、通勤手当が人件費に計上されているにもかかわらず、その他需用費(旅費交通費)にも誤って計上されているものがあったため、通勤手当相当額が過大に計上されていた。 (御勸使南公園)

監査対象団体 清里氏の公園・ニホンターフメテラクス共同企業体

所管部(局)課 企業局 総務課

監査実施日 平成29年10月3日

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

【指摘事項】

廃油等の産業廃棄物の処分等については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2により、書面により契約を締結し委託することとされているが、契約書を作成することなく、産業廃棄物の収集運搬の許可を得た一般産業廃棄物処理業者に処分が依頼されていた。また、同法第12条の3により、産業廃棄物の引渡し時に交付しなければならぬ産業廃棄物管理票(マニフェスト)を、交付していなかった。

(発生日の検証結果)  
当該法令に基づき各種手続きに関して、社員に認識がなかった。  
(措置の対応状況等)  
今回指摘された事案については、平成30年2月に契約書の締結を行った。また、産業廃棄物の処理時には産業廃棄物管理票を交付し、適切な処理を行う。  
(再発防止策)  
今後は当該事務処理に関連する法令に精通し、事務処理の不備がないよう注意していく。

【指導事項】

1 経営改善計画策定支援業務委託に係る前渡金について、業務が完了しているため全額費用処理すべきであるが、前渡金に計上されていた。

1 (発生日の検証結果)  
改善計画策定の委託業務は完了していたが、当該計画に基づく取引銀行との折衝が継続中であったため、前渡金に計上していた。  
(措置の対応状況等)  
顧問税理士と検討した結果、平成30年3月期決算に費用計上を行う。  
(再発防止策)  
今後は業務委託内容を十分理解し、適切な処理を行っていく。

2 コルツ場のコーズ管理業務委託料の平成28年6月分から平成29年3月分が、監査日現在未払となっていた。

2 (発生日の検証結果)  
平成26年指定管理受託以降、台風、降雨日、降雨量が増加しており、悪天候の日の頻繁に発生した結果、想定外の甚大なる売上減少を被っている。  
このような状況により、資金の確保が困難なため、支払いが滞っている。  
(措置の対応状況等)  
平成29年3月期計上の未払いについては、支払いが完了している。  
(再発防止策)  
コルツ場のコーズ管理の委託先は、共同企業体の構成員であり、このような経営状況を理解していただいており、今後も支払いについては相談しながら、できる限りの対応を行っていく。

3 消費税の中間納税分のうち、平成29年2月末までに納付すべき消費税が、平成29年3月末時点で未納となっていた。

3 (発生日の検証結果)  
平成26年指定管理受託以降、台風、降雨日、降雨量が増加しており、悪天候の日の頻繁に発生した結果、想定外の甚大なる売上減少を被っている。  
このような状況により、資金の確保が困難なため、支払いが滞っている。  
(措置の対応状況等)  
平成29年3月期計上の未納消費税については、納付が完了している。  
(再発防止策)  
今後納期が到来する国税等については、期限内に納付するよう努めていく。

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第八十五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成三十年六月十八日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

別表第三の七〇二の項及び七〇三の項を次のように改める。

七〇二	県道南アルプス線	南アルプス市芦安菅倉一、六二六番地四先（夜叉神隧道ゲート）から南アルプス市芦安菅倉一、六八四番地先（広河原分岐）までの間（一四、五〇〇メートル）	車両線バス、タクシー、ハイヤー、緊急車両、除く	平成三〇年六月一日から平成三〇年六月八日	南アルプス市芦安菅倉一、六八四番地先（広河原分岐）までの間（一四、五〇〇メートル）	平成三〇年六月一日告示第八十五号
七〇三	県道南アルプス公園線	南巨摩郡早川町奈良田一、〇五〇番地先（開運隧道ゲート）から南アルプス市芦安菅倉一、六八四番地先（広河原分岐）までの間（一六、二〇〇メートル）	車両線バス、タクシー、ハイヤー、緊急車両、除く	平成三〇年六月一日から平成三〇年六月八日	南アルプス市芦安菅倉一、六八四番地先（広河原分岐）までの間（一六、二〇〇メートル）	平成三〇年六月一日告示第八十五号

別表第三の七一一の項を次のように改める。

七一一	県道富士河口湖線（富士湖バスライン）	南都留郡富士河口湖町大字三津字丸尾六六三番地先（胎内洞窟入口交差点）から南都留郡鳴沢村大字富士八、五四五番地の先（富士スバルライン終点）までの間（二四、〇〇〇メートル）	車両線バス、タクシー、ハイヤー、緊急車両、除く	平成三〇年六月一日から平成三〇年六月八日	南都留郡富士河口湖町大字三津字丸尾六六三番地先（胎内洞窟入口交差点）から南都留郡鳴沢村大字富士八、五四五番地の先（富士スバルライン終点）までの間（二四、〇〇〇メートル）	平成三〇年六月一日告示第八十五号
-----	--------------------	--	-------------------------	----------------------	--	------------------

別表第四の六一二の項の次に次のように加える。

六一二	主要地方道甲斐葦崎線	甲府市桜井町六三四番地二先（十郎橋西交差点西側左折導流部）（二〇メートル）	車両線	平成三〇年六月一日から平成三〇年六月八日	甲府市桜井町六三四番地二先（十郎橋西交差点西側左折導流部）（二〇メートル）	平成三〇年六月一日告示第八十五号
-----	------------	---------------------------------------	-----	----------------------	---------------------------------------	------------------

別表第六の五七五の項の次に次のように加える。

五七五	市道	甲府市朝日五丁目四番六号先（市道同士の丁字路交差点）	北進する車両（原付）を除く	平成三〇年六月一日から平成三〇年六月八日	甲府市朝日五丁目四番六号先（市道同士の丁字路交差点）	平成三〇年六月一日告示第八十五号
-----	----	----------------------------	---------------	----------------------	----------------------------	------------------

別表第十の一、二七七の項を次のように改める。

一、二七七	国道三十九号	南都留郡富士河口湖町精進五一四番地一先	北進する車両（原付）を除く	平成三〇年六月一日から平成三〇年六月八日	南都留郡富士河口湖町精進五一四番地一先	平成三〇年六月一日告示第八十五号
-------	--------	---------------------	---------------	----------------------	---------------------	------------------

別表第十の五、五六七の項の次に次のように加える。

五、五六八	主要地 方道甲 斐早川 線	南アルプス市徳永八三番地五先	一	南 スル プア	平成三〇年六月 一八日 告示第八五号
-------	------------------------	----------------	---	---------------	--------------------------

別表第十四の一、七三三の項を次のように改める。

一、七 三三	国道一 三七号 主要地 方道河 口湖精 進線 市道	南都留郡富士河口湖町 河口三二一〇番地先 （町道と主要地方道河 口湖精進線との十字路 交差点）から富士吉田 市竜ヶ丘一丁目八九八 番地二二一先（市民会 館西交差点）までの両 側	四、五〇〇	車両（ けん付・ けん引・ けんを 除く）	富士 吉田 平成三〇 年六月一 八日 告示第八 五号
-----------	---	--	-------	-----------------------------------	--

別表第十六の一、七七四の項を次のように改める。

一、七 七四	削除		富士吉 田	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
-----------	----	--	----------	------------------------------

別表第十六の一、九三七の項の次に次のように加える。

一、九 三八	市道	韮崎市龍岡町下條南割九九四番地 四先（市道同士の交差点・南 進車両）	富士吉 田	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、九 三九	町道	南巨摩郡富士川町長澤二、二四五 番地先（主要地方道南アルプ ス富士川線と町道との十字路交差 点・東進車両）	鯉沢	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、九 四〇	市道	山梨市三富徳和六三六番地先（市 道同士の丁字路交差点・南進車 両）	日下部	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、九 四一	市道	山梨市牧丘町窪平四〇四番地一 先（市道同士の十字路交差点・ 南進車両）	日下部	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、九 四二	市道	山梨市三富川浦一、八二二番地 一先（国道一四〇号と市道と の丁字路交差点・南進車両）	日下部	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号

別表第十七の一、三八六の項を次のように改める。

一、九 四三	国道一 四〇号	山梨市三富川浦一、八二二番地 四先（左折導流部・東進車両）	日下部	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、九 四四	主要地 方道河 口湖精 進線	南都留郡富士河口湖町河口三、二 一〇番地先（主要地方道河口湖 精進線と町道との十字路交差点・ 西進車両）	富士吉 田	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、九 四五	町道	南都留郡富士河口湖町河口六八 〇番地先（主要地方道河口湖精 進線と町道との十字路交差点・ 北進車両）	富士吉 田	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、九 四六	町道	南都留郡富士河口湖町河口六八 二番地先（主要地方道河口湖精 進線と町道との十字路交差点・ 南進車両）	富士吉 田	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、九 四七	市道	富士吉田市上吉田三、五五八番 地一先（市道同士の丁字路交差 点・南進車両）	富士吉 田	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、九 四八	中央自 動車道 富士吉 田線	富士吉田市上暮地一〇二番地一 先（下り線富士吉田西桂スマー トIC流出ランプと県道富士吉 田西桂線との丁字路交差点・北 進車両）	富士吉 田	平成三〇年六月 一八日 告示第八 五号
一、三 八六	国道一 三七号 主要地 方道河 口湖精 進線 市道	南都留郡富士河口湖 町河口三、二一〇番 地先（町道と主要地 方道河口湖精進線と の十字路交差点）か ら富士吉田市竜ヶ丘 一丁目八九八番地二 一先（市民会館西 交差点）までの両側	富士 吉田	平成三〇 年六月一 八日 告示第八 五号

別表第三十三の五七二の項の次に次のように加える。

一、三 八六	国道一 三七号 主要地 方道河 口湖精 進線 市道	南都留郡富士河口湖 町河口三、二一〇番 地先（町道と主要地 方道河口湖精進線と の十字路交差点）か ら富士吉田市竜ヶ丘 一丁目八九八番地二 一先（市民会館西 交差点）までの両側	富士 吉田	平成三〇 年六月一 八日 告示第八 五号
-----------	---	--	----------	----------------------------------



五七三	市道	甲府市桜井町九〇六番地先（山梨英和大学北交差点）	二	平成三〇年六月一日 告示第八五号
五七四	国道四一 一号	甲府市川田町五〇二番地一先（アリア入口交差点）	二	平成三〇年六月一日 告示第八五号
五七五	国道四一 一号	甲府市中央一丁目一〇番一先（甲府警察署東交差点）	四	平成三〇年六月一日 告示第八五号
五七六	国道五二 号	甲府市宝二丁目二四番七号先（光雲寺入口東交差点）	二	平成三〇年六月一日 告示第八五号
五七七	国道四一 一号	甲府市酒折一丁目六番一〇号先（酒折宮入口交差点）	二	平成三〇年六月一日 告示第八五号
五七八	主要地方 道甲府 崎線	甲府市湯村三丁目三番四三号先（湯村交差点）	一	平成三〇年六月一日 告示第八五号
五七九	主要地方 道甲府 川三郷線	甲府市高畑二丁目三番一〇号先（高畑交差点）	二	平成三〇年六月一日 告示第八五号

その他

● 審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。

平成三十年六月十八日

山梨県収用委員会

- 一 起業者名称 山梨県
- 二 収用事件名 基幹農道整備事業東八中央東地区（山梨県笛吹市御坂町竹居字横堰地内から同市八代町竹居字山ノ神地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事
- 三 審理の期日 平成三十年七月五日（木）午後一時から
- 四 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室